

第3章 計画の基本理念等

1 計画の目的

本計画は、すべての子どもが夢を持ちながら、いきいきと、自立して健やかに育つことができる良質な成育環境が確保されるよう、子ども・子育て家庭を地域社会全体で支援することを目的として策定するものです。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、第1期調布っ子すこやかプランから継続して「調布市子ども条例」が目指す基本理念に準じて定めます。

■基本理念■

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等
及び地域のつながりの中で、
子どもが夢を持って健やかに育ち、
安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す

(調布市子ども条例 前文(抜粋))

北に武蔵野の面影を残す深大寺の森、南にゆるやかに流れる多摩川等、豊かな自然に恵まれた調布市で、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもの成長や子育て家庭を支えていかなければなりません。

「子どもが夢を持って健やかに」育つことができるように、子どもを取り巻く環境の整備を家庭、学校等、地域、事業主の連携のもと市が総合的な調整役を担い、すべての子どもの支援を推進します。

「安心して子どもを産み育てられる」ように子育て家庭に対して支援を行うことに加えて、地域全体で子育てを行う体制や社会環境を整備していきます。

また、調布市は平成19年5月5日に「子ども 夢 すこやか まちづくり～いじめや虐待のないまち宣言～」をしました。これは、東京都内自治体で初めての宣言です。家庭、学校等、地域、事業主及び市は力をあわせていじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりを、より一層進めていくことを宣言したものです。

3 計画の基本的方向

計画の推進にあたっては、国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「調布市子ども条例」をもとにした、以下の4つの視点を基本的方向とし、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

■子ども・子育て支援における4つの視点■

<p>(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点</p> <p>調布市子ども条例の前文に「子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。」とあるように、子どもは社会の希望であり、未来をつくる担い手であることから、すべての子どもが幸せに、そして健やかに成長できる社会の実現に向けて、一人ひとりの子ども人権を尊重し、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。</p>	<p>(2) 子育て家庭の支援を充実する視点</p> <p>すべての子どもと子育て家庭を対象として、保護者が安心して預けることができ、子どもが健やかに成長できるように、利用の状況や利用希望の実情等を踏まえ、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質の両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。</p> <p>また、子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズが多様化していることを踏まえ、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供を進めます。実施にあたっては、妊娠・出産期から安定的かつ継続して支援することに配慮し、子育てに対する負担や不安、孤立感等を和らげるよう、切れ目のない子育て支援を進めます。</p>
<p>(3) 地域全体で子どもを育み、子育てを支援する視点</p> <p>子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、子育ては家庭のみならず、広く地域全体で支えていく必要があります。</p> <p>子ども・子育て支援は広く地域全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提に、家庭、学校等、地域、企業、団体、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。</p> <p>また、子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者自身も成長し、子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援を進めます。</p>	<p>(4) 次代を担う子ども・若者等の健全育成の視点</p> <p>一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害や疾病、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）、児童虐待、いじめ、生活困窮等、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を支援します。</p> <p>あわせて、若年無業者、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族についても支援していきます。</p> <p>また、すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援し、子育てしやすいまちづくりに向けて、地域の支援団体や関係機関等との連携を図りながら取組を推進します。</p>

4 基本目標

基本目標（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

子育て家庭の不安や負担を軽減することは、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進める上で重要な要素の1つです。

市では保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかが連携することで、子育て世代包括支援センターとしての機能を有しており、多子家庭や障害のある家族のいる家庭の状況やニーズにあわせたきめ細かな支援、並びに、地域におけるネットワークの構築などによる子育ての孤立を防ぐ取組や、妊産婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る取組など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。

基本目標（2）特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実

子どもや若者が、家庭の経済的な事情による様々な不利益を受けたり、ひきこもりなどの複雑・多岐にわたる問題を抱え込んだりしないよう、セーフティネットの強化が重要となってきています。家庭の事情等のために生活に課題を有する子どもや若者に対する支援を強化するとともに、貧困の状況にある子どもについては、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、困難な状況に置かれてしまうことがないように学校や地域、行政と関係機関が連携して支援し、すべての子どもたちが生きる力を身につけて夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指せるよう取り組みます。

また、子ども・若者育成支援施策の総合的推進と若年無業者等の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

さらに、ひとり親家庭、障害のある家族のいる家庭、多様な文化を持った家庭といった様々な事情により社会的な支援の必要性が高い家庭に対して、安心して子育てができるよう、社会全体で支える環境づくりを進めるとともに、関係機関等との連携による児童虐待防止や児童虐待に迅速かつ適正に対応できる体制づくりを進めます。

基本目標（3）多様な保育ニーズへの対応強化

核家族化の進行や地域社会の変化など、子育てをめぐる環境は大きく変化しており、家庭のみにおける子育て負担は厳しさを増しています。また、社会経済の変化や少子化に伴って、妊娠、出産、子どもの健全育成に至るニーズは大きく変化してきており、子育てに関する多様なニーズへの適切な対応が求められています。

子ども・子育て支援法に基づく様々な保育サービスを充実し、市の現状に即し、地域資源を最大限に生かした子育て支援を行うことにより、次代の調布っ子を健全に育むべく、質・量とも確保した上で、多様な保育ニーズへの対応強化に取り組みます。

5 施策の体系

【基本理念】

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って
健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す

【基本的方向】

一人ひとりの子どもを尊重する視点

子育て家庭の支援を充実する視点

地域全体で子どもを育み、子育てを支援する視点

次代を担う子ども・若者等の健全育成の視点

【基本目標】

基本目標 1

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

基本目標 2

特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実

基本目標 3

多様な保育ニーズへの対応強化

【取組内容】

★次世代育成支援行動計画に基づく取組

- (1) 子どもの居場所づくり・体験活動の充実
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 子どもの学びの支援
- (4) 多様な文化を持った子どもや家庭への支援
- (5) 発達の遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもへの支援
- (6) 子どもの安心・安全の確保
- (7) 児童虐待防止対策の充実

★母子保健計画に基づく取組

- (1) 母と子どもの疾病予防・健康支援
- (2) 妊娠・出産期からの包括的な支援
- (3) 相談支援の充実
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 地域子ども・子育て支援事業

★子どもの貧困対策計画に基づく取組

- (1) 教育支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (4) 経済的支援

★子ども・子育て支援事業計画に基づく取組

- (1) 保育園等待機児童対策
- (2) 地域子ども・子育て支援事業

★子ども・若者計画に基づく取組

- (1) すべての子ども・若者の健やかな育成
- (2) 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援
- (3) 子ども・若者の成長のための社会環境の整備
- (4) 子ども・若者の成長を支える担い手の育成
- (5) 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

